相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区中川三丁目五三番地、最後の住所大阪府岸和田市加守町一丁目五番二―三〇四号　被相続人　亡　藤本　安宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

堺市堺区戎島町四丁四五番地の一ポルタス・センタービル七階

相続財産清算人　弁護士　土生　康晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市郷東町七八四番地二七、最後の住所香川県高松市郷東町七八四番地二七

被相続人　亡　鈴木　直佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

香川県高松市西内町三―一五　佐々木ビル三階東号室

相続財産清算人　弁護士　近石　誠弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目八番、最後の住所福岡県福岡市南区柳瀬二丁目一六番五号　被相続人　亡　伊東久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

大濠公園ビル五階

相続財産清算人　弁護士　古賀　純子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区野多目五丁目二一番、最後の住所福岡県福岡市南区野多目五丁目二一番一〇号　被相続人　亡　川原　大作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

福岡県福岡市中央区荒戸二丁目一―五

ベイサージュ大手門七〇一号

相続財産清算人　弁護士　黒木　聖士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区和田二丁目一七番、最後の住所福岡県福岡市城南区南片江三丁目一三番一六―一〇二号

被相続人　亡　松本　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

福岡県福岡市中央区大手門一丁目八番八号

ベイサージュ大手門七〇一号

相続財産清算人　弁護士　黒木　聖士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区和田二丁目一七番、最後の住所福岡県福岡市城南区南片江三丁目一三番一六―一〇二号

被相続人　亡　松本　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

福岡県福岡市南区大橋一―八―一九プロベニオ大橋六階

相続財産清算人　弁護士　後藤　富和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市若草町四番地一一、最後の住所熊本県八代市黄金町一五番地二

被相続人　亡　藤井　清文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

熊本市中央区新屋敷一丁目一四番二六号

相続財産清算人　弁護士　森　徳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市寿一丁目一八番、最後の住所鹿児島県鹿屋市寿一丁目一八番一二号

被相続人　亡　新　健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

鹿児島県鹿屋市大手町九番一号マルイビル一〇二号弁護士法人笹川法律事務所鹿屋支所　相続財産清算人　弁護士　笹川　竜伴

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　千葉県木更津市桜井字南町五九五番一

二　供託所　千葉地方法務局木更津支局

三　供託番号　令和八年度金第四四六号

四　供託金額　八〇、五〇〇円

五　裁判所　千葉地方裁判所木更津支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第六号

令和八年十一月五日

千葉市中央区本千葉町一―一日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所

所有者不明土地管理人　弁護士　濟木　昭宏

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　安齋　慶雄

従来の住所　アメリカ合衆国ハワイ州以下不詳

生年月日　大正六年一月十六日

二　供託所　福島地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第四〇二号

四　供託金額　一、八〇五、六二五円

五　裁判所　福島家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇七三号

令和八年十一月五日

福島県福島市山下町二番三九号

不在者財産管理人　弁護士法人雪うさぎ法律事務所　同代表者社員　倉持　惠

同代表者社員　西沢　桂子

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年11月５日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額	
令８不保867	株式会社ケーズコンサルタント	北海道知事石狩(3)7874	代表取締役　小倉啓悦	北海道札幌市北区北７条西２―６	1000万円
令８不保868	株式会社カムズ・コンストラクション	北海道知事石狩(2)8426	代表取締役　加茂章	北海道札幌市東区北18条東16―２―７	1000万円

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　奥間ミエ子アン

住所　不詳

生年月日　昭和三十五年七月二十四日

二　供託所　那覇地方法務局沖縄支局

三　供託番号　令和八年度金第二九〇〇号

四　供託金額　七、三五一、七三二円

五　裁判所　那覇家庭裁判所沖縄支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第八〇八五号

令和八年十一月五日

沖縄県沖縄市松本五丁目一九番二号島袋ビル二〇二号　不在者財産管理人　郷原　隆

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　野見山年子

最後の住所　東京都世田谷区船橋二丁目一五番三八号　第２有隣ホーム

生年月日　昭和六年二月十四日

死亡年月日　令和七年六月八日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二八七三号

四　供託金額　一一、二三七、五五二円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第一四八九号

令和八年十一月五日

東京都港区元赤坂一丁目六番二号安全ビル二一階二〇三号　三ヶ尻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三ヶ尻一郎